

議案第35号関係資料

消防事業の取扱いについて

平成 15 年 12 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合 併 協 議 会

(様式1)

## 行政制度等の調整方針(案)総括表

### (30) 消防事業

消防専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	組合	区分	経過措置
1	消防団の組織機構に関すること				-	B	
2	消防団人事・報酬・手当				-	B	
3	表彰				-	B	
4	消防団員の被服等の貸与				-	B	
5	消防団施設・機械				-	B	
6	消防団出初式				-	B	
7	消防団消防操法大会				-	B	
8	職員研修		-	-		B	
9	救助施策		-	-		B	
10	消防水利				-	B	
11	警防施策		-	-		B	
12	出動区域		-	-		B	
13	各種消防資機材および装備品の整備		-	-		B	
14	緊急消防援助隊		-	-	×	B	
15	国際消防援助隊		-	-	×	B	
16	テロ・化学災害等の対応		-	-		B	
17	石油コンビナート等特別防災区域		-	-	×	B	
18	防災ヘリコプター		-	-		B	
19	災害の警戒、防ぎよ		-	-		B	
20	警防計画		-	-		B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	組合	区分	経過措置
21	警防調査		-	-		B	
22	消防隊等の編成		-	-		B	
23	消防車両整備、更新		-	-		B	
24	消防庁舎の維持管理		-	-		B	
25	機関員の教養訓練等		-	-		B	
26	救急隊員の養成および教育訓練		-	-		B	
27	臓器搬送		-	-		B	
28	福祉タクシー		-	-	×	B	
29	応急手当普及啓発		-	-		B	
30	メディカルコントロール体制		-	-		B	
31	救急装備の高度化		-	-		B	
32	救急隊出動区域		-	-		B	
33	救急活動		-	-		B	
34	防火対象物に係る業務		-	-		B	
35	一人暮らし老人の家庭の住宅防火診断に係る業務		-	-		B	
36	防火対象物点検報告等に係る業務		-	-		B	
37	査察能力向上のための研修		-	-		B	
38	火災予防条例の届出に係る業務		-	-		B	
39	各種資格取得試験および義務講習の広報業務		-	-		B	
40	建築確認同意処理に係る審査		-	-		B	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式1)

## 行政制度等の調整方針(案)総括表

(30) 消防事業

消防専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	組合	区分	経過措置
41	消防用設備等に係る業務		-	-		B	
42	防火管理者資格に係る業務		-	-		B	
43	禁止行為の解除承認申請に係る審査		-	-	×	B	
44	工事中の消防計画届出に係る審査		-	-		B	
45	圧縮アセチレンガス等貯蔵取扱等に係る業務		-	-		B	
46	防災表示者に係る業務		-	-		B	
47	消防法令適合通知申請に係る保健所通知		-	-		B	
48	火災予防運動ほか各種行事の実施に係る業務		-	-		B	
49	火災調査に係る業務		-	-		B	
50	火災調査員教養業務		-	-		B	
51	り災証明に関する業務		-	-		B	
52	危険物の仮貯蔵・取り扱い承認に係る審査		-	-		B	
53	危険物施設に係る業務		-	-		B	
54	石油コンビナート等特別防災区域に係る業務		-	-	×	B	
55	液化石油ガスの意見書交付に係る業務		-	-		B	
56	危険物等災害事故原因調査および報告に係る業務		-	-		B	
57	少量危険物等タンク検査に係る業務		-	-		B	
58	火災予防条例の届出(火を使用する設備等)に係る業務		-	-		B	
59	少量危険物に係る業務		-	-		B	
60	指定可燃物に係る業務		-	-		B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	組合	区分	経過措置
61	消防通信の運用および通信統制		-	-		B	
62	消防・防災および気象の通信連絡		-	-		B	
63	消防通信施設の設置、整備および維持管理		-	-		B	
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

## 行政制度等の調整方針(案)

(30) 消防事業

消防専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況				課 題	調整方針(案)																																										
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合																																												
1 消防団の組織機構	<p>・秋田市消防団員の定員および 任免に関する条例     条例定員 1,544人</p> <p>・秋田市消防団の設置区域及び 組織に関する規則     1団本部 - 25分団 - 56部     - 130班</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>団長</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>3</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>28</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>25</td></tr> <tr><td>部長</td><td>84</td></tr> <tr><td>班長</td><td>190</td></tr> <tr><td>団員</td><td>1,213</td></tr> </table>	団長	1	副団長	3	分団長	28	副分団長	25	部長	84	班長	190	団員	1,213	<p>・河辺町消防団員の定員並びに 任免に関する条例     条例定員 360人</p> <p>1団本部 - 4分団 - 16部 - 34班</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>団長</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>4</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>4</td></tr> <tr><td>部長</td><td>16</td></tr> <tr><td>班長</td><td>34</td></tr> <tr><td>団員</td><td>299</td></tr> </table>	団長	1	副団長	2	分団長	4	副分団長	4	部長	16	班長	34	団員	299	<p>・雄和町消防団員の定員並びに 任免に関する条例     条例定員 300人</p> <p>1団本部 - 4分団 - 15部</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>団長</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>4</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>5</td></tr> <tr><td>部長</td><td>15</td></tr> <tr><td>班長</td><td>36</td></tr> <tr><td>団員</td><td>237</td></tr> </table>	団長	1	副団長	2	分団長	4	副分団長	5	部長	15	班長	36	団員	237		<p>1市2町にそれぞれの 消防団が存在する。</p>	<p>合併時に秋田市消防 団に統合する。 分団組織は現行どお り引き継ぐことと し、分団の名称は河 辺町消防団に属する 分団は現分団名の前 に河辺を、雄和町消 防団に属する分団は 現分団名の前に雄和 を付すこととする。     例：河辺第1分団         雄和第1分団</p> <p>団員は全員引き継ぎ 定員を2,204人とす る。</p> <p>合併時、両町の消防 団長は秋田市消防団 の副団長とし、副団 長は団本部付きの分 団長とし、分団長以 下の団員は現階級と する。</p> <p>ただし、合併後の新 市において、組織の 再編および定員の見 直しをする。</p>
団長	1																																															
副団長	3																																															
分団長	28																																															
副分団長	25																																															
部長	84																																															
班長	190																																															
団員	1,213																																															
団長	1																																															
副団長	2																																															
分団長	4																																															
副分団長	4																																															
部長	16																																															
班長	34																																															
団員	299																																															
団長	1																																															
副団長	2																																															
分団長	4																																															
副分団長	5																																															
部長	15																																															
班長	36																																															
団員	237																																															

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
2 消防団人事・報酬・手当	1 任命 任期 班長以上4年 2 任用 資格 18歳以上45歳未満 3 退職 満65歳に達した年度末  4 分限・懲戒 条例による 5 報酬(年) 団長 112,300円 副団長 81,900円 分団長 50,500円 副分団長 39,500円 部長 31,800円 班長 25,800円 団員 20,400円 6 費用弁償(回) 2,800円 7 機関員手当(年) 14,900円 8 旅費 条例による	1 任命 任期 副団長以上2年 2 任用 資格 18歳以上 3 退職 年齢要件なし  4 分限・懲戒 条例による 5 報酬(年) 団長 60,000円 副団長 45,000円 分団長 40,000円 副分団長 35,000円 部長 30,000円 班長 25,000円 団員 20,000円 6 費用弁償(回) 2,000円 7 機関員手当(年) 0円 8 旅費 条例による	1 任命 任期 副団長以上2年 2 任用 資格 18歳以上 3 退職 分団長以下は満60歳に達した年度末 副団長以上は年齢要件なし 4 分限・懲戒 条例による 5 報酬(年) 団長 60,000円 副団長 45,000円 分団長 40,000円 副分団長 35,000円 部長 30,000円 班長 25,000円 団員 20,000円 6 費用弁償(回) 2,500円 7 機関員手当(年) 0円 8 旅費 条例による		任用および報酬等が1市2町で異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、合併時の報酬、費用弁償および手当については現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。
3 表彰	表彰種別 ・知事表彰 ・市長表彰 ・消防長表彰 ・団長表彰 ・消防庁長官表彰 ・日本消防協会長表彰 ・秋田県消防協会長表彰	表彰種別 ・知事表彰 ・町長表彰 ・団長表彰 ・消防庁長官表彰 ・日本消防協会長表彰 ・秋田県消防協会長表彰 ・消防協会河辺支部長表彰	表彰種別 ・知事表彰 ・町長表彰 ・団長表彰 ・消防庁長官表彰 ・日本消防協会長表彰 ・秋田県消防協会長表彰 ・消防協会河辺支部長表彰		1市2町で表彰種別が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
4 消防団員の被服等の貸与	貸与品目 冬服(分団長以上) 夏服(分団長以上) 階級章(金属)(分団長以上) ネクタイ(分団長以上) バンド 活動服 アポロ 階級章(布) 安全帽 安全靴 団員手帳 その他~防火衣、防火帽 防火長靴	貸与品目 冬服(部長以上) 夏服(部長以上) 階級章(金属)(部長以上) ネクタイ(部長以上) 白手袋(部長以上) バンド 半纏 活動服 略帽 階級章(布) 長靴 団員手帳 防寒衣(副団長以上) その他~防火衣、防火帽 防火長靴	貸与品目 冬服(副分団長以上) 夏服(副分団長以上) 階級章(金属)(副分団長以上) ネクタイ(副分団長以上) バンド 半纏 活動服 略帽 階級章(布) 長靴 脚絆 団員手帳 その他~防火衣、防火帽 防火長靴		1市2町で貸与品目および貸与範囲が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
5 消防団施設・機械	以下についての維持管理および年次計画による改修、更新 ・消防団器具置き場 ・ホース乾燥塔 ・小型動力ポンプ他消防資機材	以下についての維持管理および年次計画による改修、更新 ・消防団器具置き場 ・ホース乾燥塔 ・小型動力ポンプ他消防資機材	以下についての維持管理および年次計画による改修、更新 ・消防団器具置き場 ・ホース乾燥塔 ・小型動力ポンプ他消防資機材			合併時に秋田市の制度に統一する。
6 消防団出初式	実施日 1月の第1週の日曜日 屋外行事 けやき通り 観閲 分列 演技 屋内行事 表彰伝達	実施日 1月7日 町内行進 観閲 式典 表彰伝達等	屋外 消防積載車パレード 分列行進 屋内 式典~表彰伝達		開催日、場所および内容が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
7 消防団消防操法大会	秋田市大会(秋田市支部大会) 出場隊 小型ポンプ 18隊 ポンプ車 10隊 各種目の1位が県大会に出場 規律訓練は実施しない。	河辺町消防訓練大会 出場隊 17隊 ・小型ポンプ3位まで河辺支部大会出場 ・規律訓練2位まで河辺支部大会出場	・雄和町消防訓練大会 ・河辺支部消防訓練大会 ・秋田県消防操法大会		県大会出場までの選出方法に違いがある。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
8 職員研修	秋田市消防職員研修要綱 1 派遣研修 ・消防大学校 ・秋田県消防学校 ・救急救命士養成研修所 ・その他各種講習会 2 職場研修 ・総務業務関連研修 ・警防業務関連研修 ・救急業務関連研修 ・予防業務関連研修 ・指令業務関連研修 ・テーマ研修 ・庁内講師研修 ・その他各種研修 3 自主研修 ・救急隊員研修 ・各医療機関合同研修 ・火災調査事例研修 ・その他各種研修			職員研修要綱なし 1 派遣研修 ・消防大学校 ・秋田県消防学校 ・救急救命士養成研修所 ・その他各種講習会 2 その他 ・救急隊員職場研修 ・救急隊員自主研修	教育訓練内容に違いがある。	合併時に秋田市の制度に統一する。
9 救助施策	・消防救助隊員の資格認定 ・各種救助訓練の計画、各種研修への派遣 ・消防救助技術大会へ向けた隊員の育成強化 ・水難救助活動の推進			・救助工作車の配備 ・各資機材の取扱い訓練	隊員の資格認定や訓練内容に違いがある。	合併時に秋田市の制度に統一する。
10 消防水利	消防水利基準に基づいた、防火水槽および消火栓の設置ならびに維持管理 ・防火水槽 主に市有地に消防が設置 ・40㎡未満 89基 ・40㎡以上 426基 ・耐震100㎡ 6基 ・消火栓 3,573基 主に道路に消防が設置	消防水利基準に基づいた、防火水槽および消火栓の設置ならびに維持管理 ・防火水槽 町有地又は民地に町で設置 ・40㎡未満 3基 ・40㎡以上 89基 ・消火栓 419基 水道課で設置、町民生活課で維持管理	消防水利基準に基づいた、防火水槽および消火栓の設置ならびに維持管理 ・防火水槽 ・40㎡未満 79基 ・40㎡以上 43基 ・消火栓 249基			合併時に秋田市の制度に統一する。
11 警防施策	秋田市消防警防規程に基づく出動体制および消防署所の担当区域等の警防事務全般に関すること			消防署所の担当区域等の警防事務全般に関すること		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
12 出動区域	災害発生時の効率的な部隊運用を図るため市域を33に分割し、消防隊等の出動区域を定める。 例 A地域火災第1出動 ポンプ車 4~5隊 救助工作車 高規格救急車 その他車両			・河辺町内 ポンプ車隊 水槽車隊 救助工作車 高規格救急車 ・雄和町内 化学車隊 水槽車隊 (川添、戸米川、種平) 救助工作車 救急車		合併時に秋田市の制度に統一する。
13 各種消防資機材および装備品の整備	・訓練用資機材および林野火災対策用資機材等の整備 ・年次計画に基づいた、防火衣等の災害安全装備品の整備			・救助工作車積載機材に対応		合併時に秋田市の制度に統一する。
14 緊急消防援助隊	・緊急消防援助隊に関する事項 平成7年部隊登録			・登録部隊なし		合併時に秋田市の制度に統一する。
15 国際消防援助隊	・国際消防援助隊に関する事項 平成12年登録			・登録なし		合併時に秋田市の制度に統一する。
16 テロ・化学災害等の対応	・テロ・化学災害等に関する資機材の整備、訓練および発災時の対応			・テロ・化学災害等に関する資機材の整備、訓練および発災時の対応		合併時に秋田市の制度に統一する。
17 石油コンビナート等特別防災区域	・石油コンビナート等特別防災区域の警戒に関すること			・指定区域なし		合併時に秋田市の制度に統一する。
18 防災ヘリコプター	・秋田県消防防災ヘリコプターの要請等に関すること			・秋田県消防防災ヘリコプターの要請等に関すること		合併時に秋田市の制度に統一する。
19 災害の警戒、防ぎよ	・火災をはじめとする各種災害の警戒・防ぎよに関すること ・消防法に基づく警戒区域の設定 ・異常気象時、歳末特別警戒等に関すること			・火災をはじめとする各種災害の警戒・防ぎよに関すること ・消防法に基づく警戒区域の設定 ・異常気象時、年末年始の特別警戒等に関すること		合併時に秋田市の制度に統一する。



項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
20 警防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災危険区域警防計画</li> <li>・特殊対象物警防計画</li> <li>・水道断減水時警防計画</li> <li>・その他必要と認める警防計画</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険区域警防計画</li> <li>・特殊建物警防計画</li> <li>・危険物施設警防計画</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
21 警防調査	1 調査事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通行障害</li> <li>・消防水利の状況</li> <li>・消防活動上の障害物品</li> <li>・特殊対象物の状況および危険物品の有無</li> <li>・その他</li> </ul> 2 調査区分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄区域調査(月1回以上)</li> <li>・出勤区分調査(年1回以上)</li> <li>・特命調査</li> <li>・特別調査(年3回以上)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地水利調査 月1回以上</li> <li>・警備計画 適時</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
22 消防隊等の編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防隊等の乗組編成は原則専任とし、乗換運用はしない。</li> </ul>			河辺消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンク車</li> <li>・ポンプ車(同時出場)</li> <li>・救助工作車(兼任)</li> <li>・高規格救急車(兼任)</li> <li>・救急車(兼任)</li> </ul> 雄和分署 <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学車</li> <li>・ポンプ車(非常用)</li> <li>・救急車(兼任)</li> </ul>	乗換運用の解消	合併時に秋田市の制度に統一し、運用車両および最小乗組人員を次のとおりとする。 なお、乗換運用はしないものとする。 河辺消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>タンク車 4人</li> <li>高規格 3人</li> </ul> 雄和分署 <ul style="list-style-type: none"> <li>化学車 4人</li> <li>救急車 3人</li> </ul> ただし、救助工作車の取扱いについては、合併後の新市において検討することとする。
23 消防車両整備、更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常備消防車両の計画的更新</li> <li>・法に基づく定期点検</li> <li>・故障事案への対応、整備管理</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・常備消防車両の計画的更新</li> <li>・法に基づく定期点検</li> <li>・故障事案への対応、整備管理</li> </ul>	車両の更新期間が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
24 消防庁舎の維持管理	消防庁舎の営繕 危険物施設の保安監督 高圧ガス製造施設管理 庁舎等に関する業務委託 ・電気設備保安業務委託 ・清掃、ゴミ収集業務委託 ・シャッター保守点検委託 ・消防設備保守委託 ・地下タンク検査業務委託 ・浄化槽保守点検業務委託 ・地下タンク清掃業務委託 ・高圧ガス製造所定期自主検査委託 ・高架水槽清掃業務委託			随時、必要に応じて予算化 危険物施設の保安監督		合併時に秋田市の制度に統一する。
25 機関員の教養訓練等	機関員の養成および教養訓練 ・一般機関員 ・普通緊急自動車機関員 ・大型緊急自動車機関員 安全運転管理 消防車両等の交通事故等処理			機関員の養成および教養訓練 ・普通緊急自動車機関員 ・大型緊急自動車機関員 安全運転管理 消防車両等の交通事故等処理		合併時に秋田市の制度に統一する。
26 救急隊員の要請および教育訓練	養成 ・救命士～県消防学校 救急救命東京研修所 ・救急隊員～県消防学校 教育訓練 ・救命士の就業前教育 ・救命士の生涯教育 ・事後検証 ・学会等への参加 ・定期研修会の開催			養成 ・救命士～県消防学校 救急救命東京研修所 ・救急隊員～県消防学校 教育訓練 ・現場想定訓練 ・資機材取扱い訓練 ・研修会の実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
27 臓器搬送	・臓器移植医療に貢献するための臓器搬送体制の確立 ・医療機関からの要請に基づく臓器搬送			・臓器移植医療に貢献するための臓器搬送体制の確立 ・医療機関からの要請に基づく臓器搬送		合併時に秋田市の制度に統一する。
28 福祉タクシー	・民間患者等搬送事業者への救命講習会 ・民間患者等搬送事業者への指導と認定			未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
29 応急手当普及啓発	普及啓発活動の計画的推進 ・事業所、町内会等へ署員を派遣しての講習会の実施			普及啓発活動の計画的推進 ・事業所、町内会等へ署員を派遣しての講習会の実施		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
30 メディカルコントロール体制	秋田市救急医療協議会 メディカルコントロール体制 専門委員会 ・医師の指示・指導・助言 ・救急隊員の再教育 ・救急処置の事後検証			・医師の指示・指導・助言 ・救急隊員の再教育 ・救急処置の事後検証		合併時に秋田市の制度に統一する。
31 救急装備の高度化	・高規格救急車の新規導入、更新 ・高度救命用資機材の新規導入、更新 ・救急装備品等の配置運用、整備、維持管理  高規格救急車6台運用			・高規格救急車の新規導入、更新 ・高度救命用資機材の新規導入、更新 ・救急装備品等の配置運用、整備、維持管理  高規格救急車1台運用 雄和分署 B運用	雄和分署への高規格救急車の早期導入	合併時に秋田市の制度に統一する。
32 救急隊出動区域	運用救急隊6隊の出動区域を定めている。			・河辺(高規格)～河辺町管内 ・雄和(B)～雄和町管内 ・河辺(B)～高規格、雄和救急出動時	出動区域の見直しが必要	合併時に秋田市の制度に統一する。
33 救急活動	急病人や交通事故等への対応 高規格救急車6隊運用 出動件数 8513件(H14) 搬送人員 8147人(H14)			急病人や交通事故等への対応 高規格救急車1隊、B2隊運用		合併時に秋田市の制度に統一する。
34 防火対象物に係る業務	・防火対象物数 8,517件 ・立入検査～原則、非番の署員 その他予防課員、当直の署員 立入検査数 3,187件 ・違反是正 ・予防統計 ・防災センター要員受講者のとりまとめ ・その他			・立入検査 ・違反是正 ・予防統計 ・その他		合併時に秋田市の制度に統一する。
35 一人暮らし老人家庭の住宅防火診断に係る業務	各消防署で、春・秋の火災予防運動中に実施する。			各消防署で、春・秋の火災予防運動中に実施する。		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
36 防火対象物点検報告等に 係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検報告審査～各署</li> <li>立入検査および審査 スプリンクラー設置～予防課 上記以外～各署</li> <li>表示マークの交付～予防課</li> <li>防火自主点検基準による審査 スプリンクラー設置～予防課 上記以外～各署</li> <li>夜間の防火管理体制の検証 ～各署</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>点検報告審査</li> <li>立入検査および審査</li> <li>表示マークの交付</li> <li>防火自主点検基準による審査</li> <li>夜間の防火管理体制の検証</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
37 査察能力向上のための 研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>違反是正講習会</li> <li>予防広報講習会</li> <li>立入検査、違反是正研修</li> <li>その他</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>違反是正講習会</li> <li>予防広報講習会</li> <li>立入検査、違反是正研修</li> <li>その他</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
38 火災予防条例の届出に 係る業務	各署で審査、受理 <ul style="list-style-type: none"> <li>火災とまぎらわしい行為の届出</li> <li>煙火の打ち上げ又は仕掛けの届出</li> <li>催事開催届出</li> </ul> 予防課で審査、受理 <ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物使用開始届出</li> </ul>			審査、受理 <ul style="list-style-type: none"> <li>火災とまぎらわしい行為の届出</li> <li>煙火の打ち上げ又は仕掛けの届出</li> <li>催事開催届出</li> <li>防火対象物使用開始届出</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
39 各種資格取得試験および 義務講習の広報業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防設備士、消防設備点検資格者等</li> <li>広報あきた、魁新聞秋田市 広報板、ホームページ他</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>消防設備士、消防設備点検資格者等</li> <li>町広報他</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
40 建築確認同意処理に係る 審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防課で対応</li> <li>同意を求める行政庁 市建築指導課</li> <li>件数 約1,000件</li> <li>課長専決事項</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>建築同意に対し、関係法令等との照合、同意事務</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
41 消防用設備等に係る業 務	以下について予防課で対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等の着工届出</li> <li>消防用設備等の設置届出</li> <li>消防設備士違反の指導</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>消防用設備等の着工届出</li> <li>消防用設備等の設置届出</li> <li>消防設備士違反の指導</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
42 防火管理者資格に係る 業務	防火管理者資格付与講習を、秋田市防火安全協会へ業務委託 資格取得証明は、予防課で対応			防火管理者資格付与講習の事業所への通知 資格取得証明への対応		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
43 禁止行為の解除承認申請に係る審査	秋田市火災予防条例第23条ただし書きによる申請 予防課で対応			未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
44 工事中の消防計画届出に係る審査	防火安全対策に係る消防計画の内容審査 予防課で対応			防火安全対策に係る消防計画の内容審査		合併時に秋田市の制度に統一する。
45 圧縮アセチレンガス等貯蔵取扱等に係る審査	貯蔵取扱、廃止等の届出に係る審査 署又は予防課で審査、署で受理			貯蔵取扱、廃止等の届出に係る審査		合併時に秋田市の制度に統一する。
46 防災表示者認定に係る業務	防災表示者の認定に係る意見および通知受理 予防課対応			防災表示者の認定に係る意見および通知受理		合併時に秋田市の制度に統一する。
47 消防法令適合通知申請に係る保健所通知	予防課で対応 ・申請受理 ・審査 ・立入検査 ・適合通知書交付			・申請受理 ・審査 ・立入検査 ・適合通知書交付		合併時に秋田市の制度に統一する。
48 火災予防運動他各種行事に係る業務	・火災予防運動 ・消防と子どもの集い ・秋田市防災展			・火災予防の啓蒙広報の掲載 ・住宅防火診断 ・事業所消防訓練等		合併時に秋田市の制度に統一する。
49 火災調査に係る業務	火災の原因および損害調査			火災の原因および損害調査		合併時に秋田市の制度に統一する。
50 火災調査員教養業務	・消大火災調査課程 ・消防学校火災調査課程 ・火災原因調査実務講座 ・火災原因調査事例研究会			・消大火災調査課程 ・消防学校火災調査課程 ・火災原因調査実務講座 ・火災原因調査事例研究会		合併時に秋田市の制度に統一する。
51 り災証明に関する業務	火災に関するり災証明の交付 管轄消防署			火災に関するり災証明の交付		合併時に秋田市の制度に統一する。
52 危険物の仮貯蔵・取扱い承認に係る審査	指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵等する場合の承認			指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵等する場合の承認		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
53 危険物施設に係る業務	消防法第11条による危険物施設の設置、変更等の許可に係る審査業務他			消防法第11条による危険物施設の設置、変更等の許可に係る審査業務他		合併時に秋田市の制度に統一する。
54 石油コンビナート等特別防災区域に係る業務	石油コンビナート等災害防止法に基づき実施			特別防災区域なし		合併時に秋田市の制度に統一する。
55 液化石油ガスの意見書交付に係る業務	液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律台6条の規程による、液化石油ガスの意見書交付に係る業務			液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律台6条の規程による、液化石油ガスの意見書交付に係る業務		合併時に秋田市の制度に統一する。
56 危険物等災害事故原因調査および報告に係る業務	消防法第26条の5の規程による危険物等災害事故の原因調査および報告に係る業務			消防法第26条の5の規程による危険物等災害事故の原因調査および報告に係る業務		合併時に秋田市の制度に統一する。
57 少量危険物等タンク検査に係る業務	火災予防条例に基づいた、指定数量未満の危険物の貯蔵等に関する規制			火災予防条例に基づいた、指定数量未満の危険物の貯蔵等に関する規制		合併時に秋田市の制度に統一する。
58 火災予防条例の届出(火を使用する設備等)に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素ガスを充てんする気球の届出に係る業務</li> <li>・ネオン管灯設備の設置に係る業務</li> <li>・変電設備、発電設備又は蓄電設備の設置に係る業務</li> <li>・火を使用する設備等の設置に係る業務</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・水素ガスを充てんする気球の届出に係る業務</li> <li>・ネオン管灯設備の設置に係る業務</li> <li>・変電設備、発電設備又は蓄電設備の設置に係る業務</li> <li>・火を使用する設備等の設置に係る業務</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
59 少量危険物に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少量危険物の貯蔵又は取扱いに係る業務</li> <li>・少量危険物の貯蔵又は取扱いの廃止に係る業務</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・少量危険物の貯蔵又は取扱いに係る業務</li> <li>・少量危険物の貯蔵又は取扱いの廃止に係る業務</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
60 指定可燃物に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定可燃物の貯蔵又は取扱いに係る業務</li> <li>・指定可燃物の貯蔵又は取扱いの廃止に係る業務</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定可燃物の貯蔵又は取扱いに係る業務</li> <li>・指定可燃物の貯蔵又は取扱いの廃止に係る業務</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況				課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	事 務 組 合		
61 消防通信の運用および通信体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種災害通報の受信および指令</li> <li>・消防無線局の開局と適正運用および通信機能の維持</li> <li>・画像伝送システム運用</li> <li>・緊急通報電話、FAXによる119番受信</li> <li>・各種災害通報受信時の口頭指導</li> <li>・県消防防災航空隊等関係機関への要請および連絡調整</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種災害通報の受信および指令</li> <li>・消防無線局の開局と適正運用および通信機能の維持</li> <li>・画像伝送システム運用</li> <li>・緊急通報電話による119番受信</li> <li>・各種災害通報受信時の口頭指導</li> <li>・県消防防災航空隊等関係機関への要請および連絡調整</li> </ul>	災害通報の受信および無線周波数がそれぞれ異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、指令システムの運用開始時期は、平成17年度中とする。
62 消防・防災および気象の通信連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報の連絡</li> <li>・気象等観測値の表示および情報提供</li> <li>・その他電話等の受発、記録</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報の連絡</li> <li>・気象等観測値の表示および情報提供</li> <li>・その他電話等の受発、記録</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
63 消防通信施設の設置、整備および維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信機械修繕記録</li> <li>・通信機器の配置、更新</li> <li>・無線機の経歴</li> <li>・災害監視システム保守管理</li> <li>・津波警報サイレン設備保守管理</li> <li>・消防総合通信指令システム保守管理</li> <li>・消防救急無線設備保守管理</li> <li>・交換電話設備保守管理</li> <li>・発信地表示システム保守管理</li> <li>・空調設備保守管理</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信機械修繕記録</li> <li>・通信機器の配置、更新</li> <li>・無線機の経歴</li> <li>・消防救急無線設備保守管理</li> <li>・交換電話設備保守管理</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。